平成29年12月27日 健康福祉部長寿社会課 課 長 宮崎 高裕 (内線) 4040 (直通) 076-225-1415

「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(案)」 に対するご意見募集について

1 ご意見募集の趣旨

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 52 号)」が公布され、それに伴い介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)が改正されました。

この法改正に伴い、介護保険施設として新たに創設される「介護医療院」の人員施設及び設備並びに運営に関する基準について、地方自治体が条例で定めることとされたため、現在、石川県では、基準の条例化に向けた検討を進めております。

この度、条例案について広く県民の皆様からもご意見をいただき、条例制定の参考とさせていただきたいと考えております。

2 ご意見募集の概要

(1) 募集期間

平成29年12月27日(水)~平成30年1月18日(木) (郵送については、平成30年1月18日(木)の消印有効です。)

(2) 募集内容

「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (案)」 についての意見

(3) 資料

・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(案)に ついて(PDF形式)

(4) 資料の入手方法

① 石川県ホームページからダウンロードできます。

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/ansin/kijunjourei/kaigoiryouin.html

- ② 次の場所で閲覧・入手できます。
 - · 健康福祉部長寿社会課 (金沢市鞍月1丁目1番地 県庁9階)
 - ・ 行政情報サービスセンター(金沢市鞍月1丁目1番地 県庁1階)

· 中能登総合事務所 (七尾市小島町二部33)

· 奥能登総合事務所 (輪島市三井町洲衛10部11番1)

・ 南加賀保健福祉センター (小松市園町ヌ48番地)

・ 石川中央保健福祉センター (白山市馬場2丁目7番地)

・ 能登中部保健福祉センター (七尾市本府中町ソ部27番9)

・ 能登北部保健福祉センター (輪島市鳳至町畠田102番4)

3 ご意見の提出について

(1) 提出方法

ご意見用紙(別紙)に住所、氏名、ご意見等を記入のうえ、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※お電話、口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。

ご意見用紙 (Word形式/PDF形式)

(2) 提出先

① 郵送 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県健康福祉部長寿社会課施設サービスグループ

② FAX 0 7 6 - 2 2 5 - 1 4 1 8

③ 電子メール kaigo@pref.ishikawa.lg.jp

4 ご意見の取扱い

お寄せいただいたご意見は、条例制定の参考とさせていただき、ご意見の概要と それに対する県の考え方については、後日公表いたします。

ただし、個人情報、あるいは個人が特定できるような情報は一切公表いたしません。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承下さい。

<お問い合わせ先>

石川県健康福祉部長寿社会課 施設サービスグループ

金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: 076-225-1416 FAX: 076-225-1418

Email : kaigo@pref.ishikawa.lg.jp

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に 関する基準を定める条例(案)について

1 概要

介護保険法が一部改正されたことに伴い、介護保険施設として新たに創設される「介護医療院」の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を条例で定める。

<介護医療院>

主に長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、 看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を 行うことを目的とする施設。

2 基準設定の考え方

・ 全国一律に「従うべき基準」として国が定めたものなどについては、国の基準 どおりとする。

※「従うべき基準」 従業員の配置人員、秘密保持、事故発生時の対応など

・ 利用者受入体制の整備促進や施設の適正な運営の確保のために必要なものを県独自 の基準として定める。

3 県独自の基準(案)

既に制定済みの「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準を定める条例」(平成24年石川県条例第49号)と同様の内容を規定する。

- (1) 利用者受入体制の整備促進に関するもの
 - ①廊下幅の基準緩和

既存施設 (学校など) を利用して整備する場合、廊下幅の基準を緩和 【廊下幅】片廊下: 1.8m→1.5m、中廊下: 2.7m→1.8m

- (2) 施設の適正な運営の確保に関するもの
 - ①災害対応マニュアル策定の義務化 利用者の安心・安全の確保の観点から、実効性の高い災害対応マニュアルの 策定を義務化
 - ②虐待防止研修等の努力義務化 利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、職員への研修や虐待防止 責任者の設置を努力義務化
 - ③諸記録保存期間の設定 サービス提供に関する記録の保存期間を5年間と規定

4 条例施行日(予定)

平成30年4月1日

提出先 FAX 076-225-1418 (石川県健康福祉部長寿社会課)

「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (案)」について		
「意見様式」		
氏	名	電話番号
住	所	
性	別	□男 □女 年 齢 □20 歳未満 □20 歳代 □30 歳代 □40 歳代 □50 歳代 □60 歳代 □70 歳以上
職	業	□会社員・団体職員 □自営業 □農林漁業 □主婦 □学生 □教員・公務員 □その他
【意	意見	

注:ご意見は、1項目につき1枚でお願いいたします。 記入欄が不足する場合は、用紙を追加してご記入ください。